

3月の税務カレンダー

- ☆2月分源泉所得税住民税の納税・・・3月12日まで
- ☆平成29年分所得税の確定申告・・・3月15日まで
- ☆平成29年分贈与税の申告・・・3月15日まで
- ☆個人の県民税・市町村民税・事業税の申告・・・3月15日まで
- ☆個人事業者の29年分消費税の確定申告・・・4月2日まで
- ☆平成30年1月決算法人の確定申告・・・4月2日まで
- ☆7月決算法人の中間申告(法人・消費)・・・4月2日まで



【税務耳より情報】

メダルラッシュに沸いた平昌オリンピックも終わり、平昌パラリンピックが3月9日から始まります！がんばれ！につぼん！

今年も、もう2カ月が過ぎ、暖かい日も訪れるようになりました。三寒四温とだんだんに春めいてきましたね。

いよいよ確定申告業務も中盤に入り、熊谷事務所は、活気に満ちております。毎年3月10日までに確定申告業務がほぼ終了できるように、頑張っております()/

【配偶者控除の見直し】

平成29 配偶者控除の年収要件や控除額が改正されました。

改正前 配偶者の給与収入が103万以下 だと

配偶者控除額 38万

改正後 配偶者の給与収入が150万以下かつ世帯主の合計

所得金額が900万以下 だと配偶者控除額 38万

(世帯主の合計所得が900万超950万以下26万)

(世帯主の合計所得が950万超1000万以下13万)

* 配偶者特別控除も改正となりました。

今回の改正は、○配偶者控除に世帯主の年収要件が加わり、高所得者は、控除が受けられなくなる又は、控除額が減少する。○配偶者の年収要件の上限が引き上げられたので、適用範囲が広がる。

いわゆる103万の壁が、150万となったわけですが、社会保険の扶養の枠としての130万は変更はありません。

* 詳細は担当者にご相談ください。

《社労士法人よりお知らせ》

協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率が 改定されます

協会けんぽの健康保険料率、介護保険料率は毎年3月に見直されます。今回、健康保険料率は埼玉県の場合9.87%から9.85%に、介護保険料率(全国共通)は1.65%から1.57%に改定されます。実際には平成30年4月納付分より変更になりますので、給与からの控除も原則4月支給時より変更して下さい。賞与の場合は3月支給時よ

り改定になります。

詳細は協会けんぽのホームページで確認できます。協会けんぽ以外の国保組合等は各健保組合に確認をお願い致します。

協会けんぽ加入の事業所で個々の保険料が知りたい場合は、会計担当者を通してお申し出ください。

平成30年4月からの雇用保険料率は据え置き

雇用保険料率は、平成29年度と変更ありません。

	労働者負担①	事業主負担②	雇用保険料率 ①+②
一般の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000
農林・水産・清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	12/1,000

*園芸サービス・牛馬の育成・酪農・養鶏・養豚・内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の率を適用

《ちょっとランチタイム》

蕎麦 藍 さん(住所 熊谷市中奈良 1896-4)

電話番号 048-522-6654 定休日 火曜日

国道407号線を北に向かって「中奈良」の信号を右折したところに看板が見えます。本格的なお蕎麦屋さんです。蕎麦の名店として、知る人ぞ知る蕎麦屋さん。お任せ料理をつまみにノンアルコールを楽しみ、締めには美味しい蕎麦をいただく。蕎麦好きの方ぜひ一度訪れてみたいいかがでしょうか。

